

いなさの風

No.9

令和 6 年 6 月 24 日

〒852-8011 TEL095-861-2650

長崎市稲佐町 11 番 1 号

長崎市立稲佐小学校長

岡田 政宏

学校教育目標 たくましく未来を切り拓く子どもの育成
「なりたい自分になる」いなさっ子の学びの多様化に応える

「こども六法」著者の許諾を受け、本通信で子どもに伝えたい法律を紹介していきます。

他人のものを壊したら 弁償しないといけません

（みんぼうだい 709 じょう）ふほうこうい そんがいはいしやう
【民法第 709 条】不法行為による損害賠償

わざと、または不注意によって、他人の権利や、法律に
よって守られる利益に害を与えた人は、これによって生
じた損害に対してお金を支払わなければいけません。

稲佐小の子どもたちへの
山崎さんからのメッセージ



<https://x.gd/FQ8zf>

「こども六法」126 ページより引用



悪口を言って心を傷
つける場合は、損害
賠償じゃないよね。

ダメです（民法 710 条ほか）

自他の命について考える 稲佐小教育週間スタート

24 日から長崎っ子の心を見つめる教育週
間が始まりました。かけがえのない命の大
切さについて改めて考えます。

21 年前と 20 年前
に立て続けに県内で
発生した不幸な少年
事件、いじめ等を苦
に自ら命を絶つ事案
など、時間や距離が
離れると、つい他人
事になってしまいま
す。自分の思いどお
ふざけ半分で相手

をからかったりする行為
を「いじめ」と認識して
いない。残念ながらその
ような大人や子どもがい
ます。いじめは「犯罪」で
あり、暴力や暴言で人を
傷つけることは「法律」
違反であることは事実と
して知らせるとともに、
被害にあっている人に
は、自分の命を大切に、
「逃げていいんだよ。」
「助けてくれる人、信頼
できる大人は必ずいる
よ。」ということを伝えたい。
24 日のオンラインに
よる校長講話では、バス
トセラーとなった『こど
も六法』の著者であり、

先生

No.8



今回は、学校の屋台骨、職員
室の担任を務める教頭先生、「
〇〇〇〇（〇〇〇〇）先生で
す。」（正式には「原」は外字で、三画
目の点はありません）実家が私の
住んでいる〇〇地区で、なん
と同じ部落なんです。昨年の
11 月にあった地元のお祭り、
〇〇〇〇では、同じみこしを
担ぎ、祭りが終了後には、部落の
公民館で一献交えました。ま
さか同じ学校になるとは…。
家庭では小学生のパパ。新庄

今年から新しい六年生の道
徳教科書にある「法律」つ
て何だろう？」を執筆した山
崎聡一郎さん（縁あってメル
でやり取りさせていただいてい
ます。）からいただいた、稲佐小
学校の子どもたちへのメッ
セージを紹介しました。（動
画参照）「いなさの風」での
『こども六法』引用の許諾
もいただきました。

山崎聡一郎さん（左）と岡田

人生 楽ありや 苦もあるさよ

ふたご座

監督率いる日本ハムファイター
ズのファン。「ジョジョの奇妙な
冒険」や「葬送のフリーレン」と
いった漫画もお好きとのこと。
自宅から徒歩で通勤されてい
て、途中に出会う猫との触れ合
いが癒しとなっているそうで
す。

ケセラセラ

今回から不定期で、「こども六
法」で取り上げられている法律
を紹介していきます。子どもた
ちにもぜひ知ってほしい法律ば
かりです。ちょっと難しいです
が、ぜひ、ご家庭で話題にしてい
ただければ幸いです。さて、今
回、本の表紙や内容を一部引用
していますが、書籍の紹介に当
たり、無断で本の表紙写真を載
せることは著作権違反となりま
す。本文の一部引用に当たって
は条件を満たせば許容範囲とな
ります。先日、ある学校で、お便
りにフリー素材と銘打っている
イラストを掲載したところ、損
害賠償訴訟となった事案があり
ました。フリー（無料）となっ
ても、ホームページの利用規
約をしっかり確認する必要があ
ります。玄関のデジタルサイネ
ーシの音楽もフリー音源です
が、利用規約に「楽曲使用の際
は、表記をお願いします。」とあ
るため、壁に設置しています。デ
ジタル社会、子どもだけでなく
大人もしっかり意識したい「著
作権」。「知らない」は、損害賠償
を免除される理由
にはなりません。

